

29 保護基金発第 13 号

平成 29 年 2 月 20 日

一般社団法人 フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン
代表理事 理事長 丸山純一 様

日本商品委託者保護基金
理事長 多々良實夫

「非受益者に対する費用負担の免除に係る要請」に対するご回答

平成 28 年 1 月 2 日付け貴機関からの表記ご要請に対し下記のとおりご回答申し上げます。

当基金は下記にお示しします業務を遂行するため、基金会員たる商品先物取引業者（以下、「基金会員」という。）より所要の会費の徴収をさせていただいております。

当基金は、平時におきましては基金会員に対し、財務内容及び分離保管保全措置状況等の調査及び監査を行っています。当該調査及び監査においては、政令により一般委託者以外の者とされる委託者を含む全ての委託者について、区別を行うことなく、基金会員からこれら全ての委託者に対する受託財産の返還が可能であるかに重点をおき精査し、基金会員の破綻の未然防止に努めております。

基金会員が止むを得ず破綻に至った場合におきましても、商品先物取引市場の信用の確保のために、全ての委託者への弁済を可能とする分離保管弁済の確保を出来る限り行い、これが止むを得ず叶わない場合においてのみ一般委託者支払による弁済を行うこととなります。

なお、当基金設立後これまで実質 3 件の基金会員の経営破綻による弁済事案がございましたが、代位弁済制度の有効活用もありまして分離保管弁済のみで全委託者に全額弁済を行っており、一般委託者支払に至った案件は存在していません。

このように、当基金の業務である一般委託者を対象とする一般委託者支払による委託者保護と、全ての委託者を対象とする分離保管弁済による委託者保護につきましては、業務遂行上分割して行うことは不可能でございます。

法令上の委託者保護基金及び当基金に関する制度説明は、添付のとおりとなりますのでご参考下さい。

当基金は、上記の業務に充てるため、会員より所要の会費を徴収させていただいております。

ますので、貴機関からのご要請にお応えできかねないことをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、当基金は現在基金会員より徴収させていただいております会費は、年額 20 万円の定額会費と取引 1 枚あたり 2 円 85 銭に取引枚数を乗じた定率会費の 2 種類でございますが、平成 29 年度事業の一環といたしまして、会員企業のビジネスモデルの多様化に対応するため、定額会費を含めた会費徴収方式全般について検討することとしており、平成 30 年度以降はその検討結果に基づいた新たな方式により会費の徴収をさせていただくことを予定しておりますのでお含みいただきますよう宜しくお願いいたします。